○５番（福永　啓君）　５番、福永啓です。先般通告しておりました災害の件につきまして、一般質問いたします。

近年、災害は大規模化、多様化するとともに、少子高齢化に伴い、地域社会の弱体化、水田の減少等、社会経済情勢も大きく変化しています。御船町におきましても、本年６月11日の豪雨では、町内各所で災害が発生しました。避難勧告も発令されました。梅雨の豪雨対策を含め、御船町においてはどのような災害を想定し、どのような対策を考えているのか、お聞きします。

また、地域防災計画については、未だ条例で定められた議会の議決を受けた地域防災計画がありません。現在の御船町における地域防災計画の策定状況等についてお聞きいたします。

個別の質問は質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君）　御船町においてどのような災害を想定し、どのような課題があると認識しているのか。またそれに対してどのような対策を講じるのかについてお答えいたします。

まず、災害対策基本法施行令で定めている異常な現象の種類として、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、さらに同項規則において、噴火に伴い発生する火山現象とされております。このうち、本町において想定されるのは、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火災などであると考えられます。重要な課題としてとらえておりますのは、災害に伴う情報を町民に対しいかに敏速かつ正確に伝達するかということです。いわゆる情報伝達手段だと考えております。

現在、本町には防災行政無線等の設備がないため、携帯電話を利用した緊急速報メールサービスにより住民に情報の提供を行っているところです。当然、携帯電話をお持ちでない方にはその情報が伝わりませんので、十分な情報伝達とは言えないと考えております。これまで平成24年度頃からさまざまな災害時の住民に対する情報伝達手段が検討された経緯はありますが、予算化されたことはありません。今後は、財政状況等を勘案しながら、いずれかの段階で整備する必要性を感じているところです。

地域防災計画についてどのようなものをいつまで制定するかについて、お答えいたします。地域防災計画については、災害対策基本法第42条において、市町村防災会議は当該市町村の地域に係る地域防災計画を策定し、及び毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認められたときは、それを修正しなければならないとされています。

また、地域防災計画において挙げることとなっている事項については、①当該市町村の地域に係る防災に関し、地域内の公共的団体、その他防災上重要な管理者の処理すべき事務または業務の大綱。②当該市町村の地域に係る防災施設の新設または改良、防災のための調査研究、教育及び訓練、その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報または警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難・救助、衛生、その他の災害応急処置及び災害復旧に関する事項別の計画。③当該市町村の地域に係る災害に関する措置に要する労務、施設、設備、物質、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画となっています。

このような、地域防災計画については、既に作成しており、毎年関係法令の改正等による即時見直しを行っているところでございます。

○６番（田上　忍君）　まず、個別にお聞きいたします。御船町においてですが、基本的にどのような災害を具体的に想定しているのか、お聞きいたします。

○総務課長（吉本敏治君）　先ほど町長の答弁にもありましたけれど、さらに言いますと、御

船町の地域防災計画においても、火災、台風、地震、河川氾濫、がけ崩れ、地すべりと、こういったものを御船町における想定される災害ということで、防災計画上もその旨規定をしております。

○５番（福永　啓君）　そういう災害の中で、やっぱり共通して言えること、豪雨による災害、地震における災害、これがやはり一番懸念されるところではないかなと私は考えております。それによって地すべりですとか、それによって起こってくると。その中で、豪雨災害、地震災害として共通なことが懸念されると思います。それが集落の孤立化、御船町はやはり８割が中山間部にございます。そのほかにも袋小路になっている部落もございます。

今、御船町においては、おおよそ何カ所ぐらい集落の孤立可能性集落があるか、把握していらっしゃいますでしょうか。また、どのような基準でそれを孤立可能性集落としているのか、お聞きいたします。

○総務課長（吉本敏治君）　今、孤立化する可能性のある集落数ということのお尋ねだったと思いますけれど、一般的にイメージしやすいのは、集落にアクセスする道路が崩落をしたりということでたどり着けないと。したがって孤立集落となるというイメージももちろんあるんですけれど、ただ、その基準となりますと、いささか異なってきまして、国で孤立化する可能性のある集落としては、そこへアクセスする道路のすべてが急傾斜地崩落の場所ですとか、あるいは地すべり危険の区域ですとか、そういう土砂災害危険箇所に含まれるところが、すべて可能性のある孤立集落という基準になっております。

したがいまして、それらの状況を御船町に当てはめて考えますと、例えば御船川で行きますと、辺田見から上流の右岸側です、急傾斜地崩落の状況、それからもっと行きますと、滝尾の下鶴地区ですとか、あるいは中のほうに入っていきますと、下梅木や上梅木地区、あるいはその先にあります粒麦や、あるいは水越です。そこらあたりもほとんどが可能性の集落としては挙げられるかもしれません。そういったことがありますので、すべてを今、こういったところが可能性のある地域ということで、具体的には把握できていないのが状況です。

○５番（福永　啓君）　実は、私も平成24年７月に同様の質問をいたしました。その際に、孤立可能性集落は３カ所程度ではないかという答弁が町からありました。そのときの認識に比べまして、大変現実的な認識になってきていて、そこは評価はいたします。ただ、その認識は今からきちっと、そういう傾斜地に面しているところ、がけ崩れ地域に面している

ところだけではなく、そこに行く道路、それが浸水する可能性もございます。そして浸水して行けなくなる道等々、その他幾つも孤立可能性集落というものはございます。そのあたりを把握した上で、それが孤立可能性集落と思われるところに孤立化対策がなされている、現実として孤立化対策がなされているという集落は、これは幾つかありますでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　具体的にいいますと、孤立化対策がはっきりとなされているという集落は、今のところはありません。以前木戸屋集落については、以前まではそこで行き止まりだったんですけれど、唯一そこについては、県営事業によります道路の整備が行われまして、一応双方向からその集落にたどり着けるという状況にはありますけれど、今の現状を見てもらってもわかりますとおり、かなりの箇所で土砂崩れ等が起こっておりますので、今のところは、考えますとまだ１方向しかないという状況も言えるだろうと思います。

また、いろんな避難場所等も設置をしておりますけれど、そういったところに物資の調達が、備蓄物資を用意しているかと言えばそれも用意できておりませんので、根本的な対策というものは、今のところはとられていないというのが実情だと考えております。

○５番（福永　啓君）　このように、孤立化対策には防災と減災です。それを孤立を起こさないようにする対策、そして孤立が起きてしまった後にどうするかという対策、この２つが必要だと思います。

それでは、そのように孤立可能性集落が御船町にはたくさんありますが、今後どのように孤立化対策を行っていこうと思っていらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　先ほどお尋ねの中にありましたように、孤立化可能性のある集落としても、まだ完全な具体的な把握ができておりませんので、その孤立化する危険性の高い地域、区域を早目に把握する必要があると。その中で、各地域に沿った緊急の対策あたりを個別に考えていく必要があるだろうと。当然、一概にマニュアル等に沿って同じようなことができるかというと、そうでもないと思います。また地域条件も若干変わってくると思いますので、その中で、その地区に合った対策を個々に考える必要があるだろうとは思っております。

○５番（福永　啓君）　おおむね賛同いたします。先ほども言いましたように、孤立化には対策が２つです。孤立化を防ぐ対策と、孤立化したときにどうするか、という対策が２種類

あると思います。それもその部落には、その集落にはどちらが適当か、という地理的条件もあると思います。それらを至急的確に判断してやっていただきたい。私はこれまで御船町において、こういう懸念される孤立化対策があまり進んでいなかったと私は感じております。ぜひ早急に、先ほど課長がおっしゃいましたように、孤立可能性集落を把握し、それぞれの集落に対する適切な対応を講じるようにしていただきたいと思います。

次に、豪雨被害についてなんですが、現在従来型の豪雨被害に加え、近年ではゲリラ豪雨等による都市型水害、いわゆる内水被害、排水が間に合わずあふれてしまう被害が懸念されるのではないかと思います。御船町においても、水害等に備えたハザードマップというものが作成された経緯がございます。このハザードマップの作成時には内水被害の想定はされていたんでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　御船町において、ハザードマップ、これは平成21年３月頃にはこのハザードマップを作成しております。その際には内水被害ということについては、具体的には示しは多分しなかったと思っています。ただ、いつぐらいになるのかちょっと私も定かではありませんけれど、下流域における河川改修がかなり進んできた関係もありまして、御船町あるいは嘉島町等での内水被害というのは、以前と比べると幾分かは減ってきたようには感じております。

○５番（福永　啓君）　ちょっと見にくいんですが、これがハザードマップの一部です。ここが今の御船町役場の周辺になります。これを見てもわかりますとおり、最近よくあふれます道路です､そのあたりがここでは浸水可能地域になっていなかったりしています｡また、このハザードマップによりますと、こういうがけ崩れが恐れられる地域、その真ん中に避難所がありましたりですとか、あとは、ここの玉虫団地の避難所は、さてどこなんだといったときに、どうやら滝尾小学校らしいんです。滝尾小学校に行く道、この道はやっぱりがけ崩れ、危険地域に指定されています。

このようにハザードマップ、今現在これは御船町でホームページ等、町民にも１回皆さん全戸配布されたかと思いますが､ハザードマップがあります｡これでは現実的ではない、また更新しなければいけない部分が多々見られるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　確かに、今現在のハザードマップについてはそういった問題があろうかと思っております。今、災害対策防止法ですとか、あるいは土砂災害防止法の改正

により、改定をこの後計画をしていかなければならないと思っておりますけれど。実は、この今平成27年度において、熊本県が土砂災害防止法による基礎調査を今行っているところです。それが聞きましたところ、大体平成27年度にはおおむね完了するのではないかということです。土砂災害の警戒区域、いわゆるレッドゾーン、あるいはイエローゾーンと言われる部分です。その指定を今行っているところです。

この御船町の区域内において、それが完了した時点で、その後、恐らく、ですから翌年度の平成28年度くらいにはハザードマップの改定が、その資料等をもとにその改定が必要になってくると思っております。

○５番（福永　啓君）　そのがけ崩れのほかにも、年々地理的条件は非常に変わってきています。ちょっとこれはお見せしたいんですが。これは御船町の、これはそんなに昔ではありません、大体平成３年10月頃に撮られた航空写真です。田んぼが広がって、まだ御船高校、御船中学校とございます。これがつい20年ほど前の写真になっています。ところが、これは現在の写真です。２年ほど前です。一目瞭然です、御覧になってわかりますとおり、この中心部、水田地域というのが、これは半分以下、３分の１程度に減っているのではないかなと、これから見てもわかります。

この問題というのは、実はこの中心部だけで起きている問題ではございません。この質問をするに当たりまして、私も、水稲面積等を町から調べていただきました。どれぐらい減ったのか、これは15年ぐらい前です。15年ぐらい前から今年までの間に、田んぼに、水田の面積が減ったのが137万1,093平方メートル。東京ドームに換算してみました。29個分強です。町歩にすれば、大体138町、これが平成12年から今までで水田の水稲作付面積からしますと、この15年間でこれだけの面積が減っているんです。としますと、ここにためられていた水、これは必ずどこかに行かなければなりません。そこがどこに行くんだろうかと考えれば、同様に、問題の深刻さはわかりやすくなってくるんではないでしょうか。これはたかだか10何年前ですので、御船町の大水害のときから比べれば、この倍、もしかすると３倍かもしれません。そのように、大きく水稲面積が減っている。そこに行く水の行き場が、もう直接川に流れたりとか、行き場を失っていたりするという事実が現状にございます。

このような現状の変化に応じた災害対策を早急に進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　確かに内水の処理ということで考えますと、例えばこの辺田見地区の平坦地区において今商業施設とか、最近は消防署とかも建ちましたけれど、それにつきましては一定の調整池を設けてあろうかと思います。ただ、水は当然高いところから低いところにしか行かないものですから、そういう面では、水田の持つ多面的機能、これは私も以前農政課におりましたけれども、その頃から多面的機能を持っているんだと、いわゆる天然のダムと言われるぐらいの貯水施設として田んぼは位置付けられているところもありますよということで、たしかそういった意味も含めて中山間地域直接支払制度ですとか、そういったものに反映されたんではないかなとは思っています。

ですから、そういったことで年々水田面積が、水張り面積が減少してしまうと、当然その分はどこかに流れていくということになろうかと思います。しかし、先ほど申しましたように、一部においては河川改修等が進んだ関係もありまして、幾分その辺は解消されたとは思っておりますけれど、しかし先ほどおっしゃったようなゲリラ豪雨、集中豪雨がいつ何時発生するかというのはわからない状況にもなってきていますので、そういう部分については、ただ、その集中豪雨でどれくらいの雨量が降るのかというのが、なかなか予想しがたいものですから、そういったことも含めて、必要があればそのうちハザードマップ等にもそういう部分を落とし込んでいく必要はあろうかと思っております。

○５番（福永　啓君）　集中豪雨が起きると、実はこれは平成24年に指摘したことなんですが、御船川の平常の、大体通常の量、それの何本分、４～５本分だったと思います。そういうのがこの１平方キロメートル、この御船町の中心部に急に流れ込むというぐらいの集中豪雨の力になってくると思います。ぜひそのあたりも、地域防災計画の中に今後見直しの際に入れていただきたい。ただ先ほど、地域防災計画の話が町長の話の中にも出ましたが、地域防災計画があるということなんですが、議会で議決を得た地域防災計画というのは御船町に存在しますか。

○総務課長（吉本敏治君）　たしか、議会基本条例の12条の中にその旨が定められておったかと思いますけれど、ただ、これまで地域防災計画そのものが議決案件として議案提出されたことはなかったと思っております。

○５番（福永　啓君）　そうですね。これも平成24年に同じように指摘したんですね。条例の中で議決案件と定められていると。なのになぜそれを議会に上げないんですかということを指摘しました。そのときは地域防災計画を見直して、議会の議決を得たいという答弁が

ございました。しかし、未だ議決はされていません。なぜ現在までそういう、これはいわゆる条例違反という状況になってしまいます。なぜ今まで条例違反という状況にあるんでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　確かに、結果的に議決を得てないということになりますので、いわゆる条例違反と言われても仕方がないのかなという気はしております。ただ、地域防災計画は法令上は地域防災会議が策定することになっております。毎年、御船町におきましては、いわゆる梅雨期の出水期の前、大体６月の上旬頃にそこの防災会議をやっているという経緯もありまして、さらにその地域防災計画を、例えばその年の国会等で改正された法律案がありましたら、それを受けて当然その中身を改正する必要も出てきますので、具体的にはそういったスケジュールの問題で、いわゆる議決と改正とのタイミングがうまく合わなかったのではないかなというふうには、ちょっと感じているところです。

○５番（福永　啓君）　地域防災計画というものは、これは議決を得なければ実行できないという性格のものではありませんよね。私が平成24年に質問した際にも、議決という手続きについてのみについて申したわけではなくて、主に計画自体の内容についても質問いたしました。いかがでしょうか。現在の地域防災計画、これは十分なものであると認識されておりますか。

○総務課長（吉本敏治君）　先ほど町長が冒頭でも説明をしましたとおり、網羅すべき部分というのは法律で定められておりますので、その部分については町の地域防災計画の中にも当然反映をさせていると思っております。ですから、そのものは法令違反ということにはなっていないと思います。ただ、その後例えば自主防災組織ですとか、そういういろんなボランティア的な防災組織等も出てきているのも事実ですし、そういった位置付けですとかそういった組織の役割、こういったものについては、もうちょっと踏み込んだ表現も必要になるかもしれません。また、そういった地域の中でのそういった防災組織の動く際のマニュアルですとか、幾分そういった分も入れ込んでいるところもありますけれど、そのあたりについては、もうちょっと見直しをする必要が出てくるかもしれないと思っております。

○５番（福永　啓君）　地域防災計画は違法ではない。ただ、その内容については不十分な面があるかもしれないという認識については、私も同様なんです。私も御船町の地域防災計画は何回も読みました。法律で求められている部分はクリアできているのではないかなと

は思います。ただ、他町村とも比べてみました。そうしますとやはり量、質、ページ数も、そこのところをしてあるところも、やはり近隣町村、そして先進地、実際に災害が起きたところ、それに比べますとこれは大きな差がございます。例えばさっき、ちょっと課長がおっしゃいました自主防災組織、これについての位置付け、役割等についても、やはりこれは不十分なものがあると思います。これからは、今、だんだん現実的な認識に移ってきていると思いますので、地域防災計画を手直しにとどまらず、それを抜本的に見直して、そしてやはり議会の条例上うたってありますので、議会の議決を得ていただきたいと思います。

また、その抜本的見直しに当たっては、議会に意見を求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　今、御指摘のあったことについて、地域防災計画を、今日は私も持ってきておりますけれど、大体総ページで100ページぐらい、御船町のものでも100ページぐらいはあります。もちろん他の市町村においてはもっと分厚いものになっているかもしれません。それについては、当然中身をもう一度点検する必要もあろうかと思いますけれど、私も一応他市町村の、例えば議決の状況なんかも見てみたんですけれど、もちろん議決案件として上げてあるところもありました。ただ、中には、重要部分と、例えば総合計画あたりについてもその重要部分ということで、議決項目と、科目とされているところもありました。もちろん、抜本的な見直しをする場合には、そういった章立て、項立て、いろんな中身についても、そういったことについてお示しする必要があるのかなとは思ってはおります。

ですから、そこらあたりについては、どういった部分までお示しをできるのか。あるいは事前に議会の意見を伺ったほうがいいのか、その部分については、また今後もちょっと検討していきたいと思っております。

○５番（福永　啓君）　やはり地域防災計画というのは、町民の生命・財産を守る上で大変重要な計画であると。がゆえに議決事件に入っているのではないかと思うんです。

一方で、ちょっと今指摘されましたように、議会の議決に、地域防災計画自体が、それがないと、議決がないと実行できないという性格のものではありません。今現在に、実は地域防災計画は議決がないわけですから、ある意味条例違反の状態にあるわけです。それに基づいて、そういう防災がなされるということが、これはあまり自然な、これはいい状

態だとはとても思えません。ですから、議決になじむかなじまないのか、どのようなところが議決になじむのか、という問題もあるかとは思います。どのような議決がよいかについては、条例の中にも見直す項目がございますので、これは私たち議会が問題提起を受けてきちっと議論しなければいけない事項ではあると思います。ただ、今現在はそのように前回答弁もございました。この地域防災計画については見直し、それについて上げていくと。そのあたりは実行していただきたいなと思うところです。

そして、次に、防災行政無線について質問いたします。現在、御船町には防災行政無線が存在しません。防災行政無線が必要であるという指摘は過去に何回もなされています。なぜ未だ整備されていないのか。光ファイバー網は整備されました。都市再生整備事業もありました。防災行政無線の優先順位はそれに比べて低かったということになるんですか。

○総務課長（吉本敏治君）　防災行政無線が、あるいは有線であっても一緒なんですけれど、何らかの情報伝達手段として必要であるということは、先ほど町長も申しましたとおり、我々もその必要性については十分に感じているところです。今までも特に最近になって、平成24年度頃から、防災行政無線等についての各種の検討がなされております。優先順位が決して低いのかということではないと思うんですけれど、未だ整備はなされておらないのは事実ですので、いろんな受け止め方があろうかと思いますけれど、ある意味そういうふうに受け止められても仕方がないのかなとは感じております。

ただ、今までこれが別にほったらかしにされておったということではなくて、いろんな検討をしてきたことも事実ですので、その中でやはり最終的には財政的な問題、コストの問題、そういったものが最終的に予算化されなかった理由の一つだろうとは当然思っております。

○５番（福永　啓君）　コストの問題ということが出ましたけれども、今まで緊急経済対策、これは何回も実はありました。光ファイバーのときも、これは緊急経済対策だったんです。それも光ファイバーだけに使える補助金ではなくて、多目的に使えるものを光ファイバーの中に突っ込んで使ったという経緯もございます。また、都市再生整備事業を緊急経済対策の中に入れましたが、これも、これら過去に行われました緊急経済対策事業で、この防災行政無線を整備することは可能だったんじゃないかなと思います。そうすれば、町のコストも、さっき言われたコストの問題も軽減されていたんではないかなと思いますが、これは可能だったんですか。

○総務課長（吉本敏治君）　今のお尋ねは、これまでに行われてきた緊急経済対策事業で行われなかったのかということだったと思いますけれど。緊急経済対策事業の中においては、防災行政無線等については、例えばアナログだったのをデジタル化するとか、そういったことだったらたしか対象になっていたと思います。しかし、全くの新設の部分については、この緊急経済対策事業の中のメニューには含まれていなかったと思います。

○５番（福永　啓君）　アナログだったものを、実際あったものを更新するのはできたけど、緊急経済対策の事業の中に。そのほかの補助事業等、緊急経済対策と同時に行われた補助事業等、それではこの過去に、こういう光ファイバー事業とか、そのときの補助事業等では、この防災行政無線等は何か整備することはできなかったんでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君）　光ファイバーを整備したときに担当しておりましたので、私からお答えさせていただきます。

光ファイバー事業は総務省のＩＣＴ交付金を使っています。そのときには、例外的な措置でした。ブロードバンド施設、これが整備されていない市町村で、ブロードバンドゼロ地区を解消するというのが一番の目的です。具体的に言うと、それ以外の施設の整備には使えなかったということです。もっと言いますと、インターネット以外には施設は使えなかったというところです。

○５番（福永　啓君）　すみません、ＩＣＴ、その補助金ではなくて、そこは半分だったんです、光ファイバーで入っていたのが。残り半分の補助金があったんです。それを光ファイバーに入れているんです。そこの補助金のメニューの中にはそういうのがあったんではないかなと私は理解しているんです。そして、過去には補助事業等でこれまでに幾つか、もう今はないと思いますけど、そういう防災行政無線を整備していない市町村に対しての補助事業が幾つか、過去までにはあったんではないかと私は思っているんですが、そういうのはなかったんですかね、実際。

○総務課長（吉本敏治君）　先ほど藤本課長が申し上げました以外に、例えば防災行政無線単体における国庫補助あるいは国庫交付金ということだろうと思いますけれども、それについては、具体的には私も全部知り得ている状況ではありませんけれど、補助金という名目じゃたしかなかったです。記載措置はあったと思うんですけれど、補助金はあったのかどうか私もよく存じ上げておりません。

○５番（福永　啓君）　他町村が熊本県内におきましては、実は御船町のようになかったとこ

ろが、ほかのところではすべて整備されてきています。その際に、他町村においては、全く起債のみではなくて、補助金を使った事業で何件か整備されてきていた実績があったかとは思うんです。しかし、御船町においては、それが整備されていないと。これは防災行政無線は町民の生命・財産を守る上で非常に大変な資源であると思うんです。さっきちょっと出ましたけど、光ファイバー敷設当時、光ファイバー網を防災行政無線の代替として利用できる可能性も言われていたんですが、これはいかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　今のは、光ファイバー網を防災行政無線としてということですよね。利用すること自体は可能だと思っています。光ファイバー網で整備した分について、併せてその地域の防災行政の情報伝達手段として、防災の中の事業の伝達手段として使うことは可能だと思っております。

今、そういった光ファイバー網については、御船町だけでなく、ほかの市町村もほとんど作っていると思いますので、一部には併用でそういった防災上の利用をしている市町村もあろうかと思っております。

○５番（福永　啓君）　防災行政無線の代替案のそのほかにコミュニティＦＭ、これはちょっと町長もおっしゃったことがあったと思うんですが、コミュニティＦＭ光ファイバー網の代替案等があると思いますが、これはどのような検討状況でしょうか。また、予想されるコストです。それは従来の防災行政無線であればどれぐらいと、コミュニティＦＭだったらどれぐらいと、それはわかりますでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　従来の防災行政無線については、以前にも見積もりを取った経緯がありますので、大体初期投資として５億円から６億円程度が見込まれておったと思います。それから、その後の維持管理費が、大体おおむね毎年度1,000万円ぐらいが予算として見込まれていたかと思います。ただ、コミュニティＦＭについては、具体的に見積もりを取ったことはなかったと思いますので、このコミュニティＦＭについては、どれくらいになるかは、私もはっきりとはわかりません。

○５番（福永　啓君）　コミュニティＦＭを防災行政無線の代替とすることついては、どのようなメリット、デメリット、双方あると理解していらっしゃいますか。

○総務課長（吉本敏治君）　このコミュニティＦＭを防災行政に利用しているところは、他団体でも幾つかあったと思っています。コストがどうなのかはわかりませんけれども、後の維持管理費あるいはＦＭ放送をする場合の体制づくり、そういったものが課題としてかな

り上がってくるのかなと思っております。これを他の団体に委託するとか、そういったことになりますと維持管理費の経費にもそれははね返ってきますので、それが従来型の防災行政無線と比べてどうかというのは、なかなか一概に比較しづらいなあとは思います。

○５番（福永　啓君）　それでは、光ファイバー網、これを可能性があるとおっしゃっていましたが、光ファイバー網を利用した代替案、これについてはどのようなメリット、デメリット等あると考えていらっしゃいますか。

○総務課長（吉本敏治君）　光ファイバー網を利用した場合、あとはそれだけというのはなかなか難しいと思います。例えば防災行政無線で、無線でやはり飛ばさないと、有線であるとどうしても台風等の際に断線する可能性も出てきますので、断線した際には全く使用しづらいということになってきますので、やはり無線という形は何らかの形で必要になるのかなと感じております。

○５番（福永　啓君）　今のように、今おっしゃったように、従来型の防災行政無線、そしてコミュニティＦＭ、光ファイバーの併用方式、各種方法はあると思います。ただ、やはり前回も、今の議会でも何回も議論になりましたとおり、町民に対する伝達手段、これが今非常に限られているというのが事実でございます。防災行政無線は町民の生命・財産を守るため必要不可欠な施設です。だからこそ御船町以外の自治体ではほとんど整備されているわけです。これは、時期と判断を、私は前町政時代に逸していると考えております。

今は、可能性のある従来型の防災行政無線に加えて、多種多様な方法を検討し、できるだけ財政負担を軽減しながらも早急に防災行政無線もしくは代替案の整備を進めていただきたいと思います。

最後に町長、お聞きします。このように大きな課題が幾つも積み残されて、財政的にも厳しい中､防災対策を進めていかなければならないという大変厳しい状況にはありますが、今までの議論を踏まえて、今後の防災についての方針及び決意などをお聞かせください。

○町長（藤木正幸君）　私が町長になりまして、まず経験したところからお話をさせていただきたいと思います。

６月の災害において、役場の電話は鳴り止みませんでした。「雨が降っています」「水が来ました」という形で、町民の方々からたくさんの電話をいただきました。その中で、私は頭では何をしなければならないというのはわかっていました。でも、やはり足が震えて的確な指示を出すのに、やはり躊躇する。この雨の中、職員をその場所に派遣していいの

かということも悩む。そういったこともありました。そういった災害を受けて、私はしなければいけないことがあるという思いで県に行きました。やっぱり防災無線がないというのが私にとって、その電話を受け取ったときにものすごく感じたことでした。

先ほど、午前中に田上議員からありました。最初の災害と次の災害、警報を出す時間がずれていると。もう判断するのに、あそこで防災無線がないから避難、大雨土砂災害警報が出たのと一緒に出さないと、町民に避難を呼びかける方法がないんですよ、御船町において、今。だから、ほかの町は出してないけれども、御船町においてはあれを出すしか、携帯に避難を呼びかけるメッセージを載せることができなかったんです。山間部と平坦部があります。平坦部は、そんなに雨はないのに何で出したんかとお叱りもいただきました。しかし、山間部を抱えておりました。ましてや、間所の問題がありました。あの間所のがけ崩れのときにどうしてあの地域の方々に知らせることができるかという問題も考えたら、あそこで出すしかなかった。だから少しは早かったとは思いますけれども、出すしかなかった。

そのことを踏まえて、県の防災センターに行きました。防災センターで言われたのが、「御船町さんのほうがありませんね」と。熊本で御船町だけが防災無線の計画もありませんというレクチャーも受けていただきました。その際に、「どうしたらいいですか」ということをしたら、「すみません、来年で起債の措置が切れます」と。ということは、防災無線に関する予算が来年で切れると。「じゃ、どうしたらいいんですか」と。「来年の３月までに完成させるしかありません」ということでした。ということは、もう実質補助をいただいて、防災無線を付けるということができなくなったという判断でした。「じゃ、どうすればいいか」という問題を、やはり頭の中にずっと浮かべていました。そのほかで、一昨日から東京に行っていて、この話もたくさんの方々にさせていただきました。その中から一つだけ、やはりなかったら衛生インターネットワイファイ（Wi-Fi）を使った防災計画というのが今計画されているところだそうです。全国でどこの自治体もまだアタックしてないそうです。その中で、御船町はモニターとしてアタックしてみませんかという話が入ってきました。

そういったことで、またそういった形で国と話をしながら、可能性は探っていきたいと思います。いち早くこの防災無線を設置したいと。山間部の問題、こういった災害に対しての本当危機的状況、これを打破するためにもできる限りのことは尽くしていきたいなと

思っております。これは一つ聞いてきた事例だけです。しかし、実際的にお伺いすればなにがしか方法があるんじゃないかと思いますので、その点、いち早く町民の命を守るべき行動はとってまいりたいと強く思っています。

○５番（福永　啓君）　本当に、私も実際に長に就かれて、気持ちは今お話をお伺いしても、ちょっと痛いほどにわかります。本当にやっておかなければならない町民の財産と生命を守るという大きな防災行政無線、伝達の手段というものが今まで整備されていなかった。これに対する弊害はとても大きい。今から何億円というお金を使わなければいけない。財政的にも非常に大変である。しかし、町長、今からやらなければいけないことです。町長の、この民間で培われた経営能力を生かして、財政に負担の少ない、そして早急なこの防災行政無線ができますことをここにお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。